

国保担当者ハンドブック 2019 改訂 23 版 正誤表

標記図書について、一部誤りがありましたので、お詫びして下記のとおり訂正致します。

社会保険出版社

P.265 の表

訂正前

年齢・所得区分	限度額適用認定	提示する限度額適用認定証等
七〇歳未満の低所得者以外	要	限度額適用認定証
七〇歳以上の低所得者以外	不要	-
七〇歳未満・七〇歳以上の低所得者	要	限度額適用・標準負担減額認定証

訂正後

年齢・所得区分	限度額適用認定	提示する限度額適用認定証等
七〇歳未満の低所得者以外	要	限度額適用認定証
七〇歳以上の <u>現役並み所得者Ⅲ・一般</u>	不要	-
七〇歳以上の <u>現役並み所得者Ⅱ・I</u>	要	<u>限度額適用認定証</u>
七〇歳未満・七〇歳以上の低所得者	要	限度額適用・標準負担 <u>額</u> 減額認定証